

介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

令和7年4月1日

一般社団法人郡山医師会
郡山市医療介護病院 介護医療院

介護予防短期入所療養介護重要事項説明書（令和7年4月1日現在）

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	一般社団法人 郡山医師会
代表者名	会長 坪井 永保
所在地・連絡先	(住所) 郡山市朝日二丁目15番1号 (電話) 024-922-8087 (FAX) 024-933-3822

2 事業所（ご利用施設）の概要と地域

施設の名称	郡山市医療介護病院 介護医療院
所在地・連絡先	(住所) 福島県郡山市字上亀田1番地の1 (電話) 024-934-1240 (FAX) 024-934-1070
事業所番号	07B0300037
管理者の氏名	神 林 裕 行（法令遵守責任者）
送迎可能な地域	郡山市内（湖南及び田村、中田、西田、日和田の一部を除く）

3 施設の目的及び運営方針

（1）事業目的

当施設は、介護保険法令等の主旨に基づき、要支援状態と認定されたご利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようご利用者様の意思及び人格を尊重し、医学的管理の下における介護予防短期入所療養介護サービスを提供し、ご利用者様の療養生活の質の向上及びご家族様の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。また、地域に貢献する活動を継続的に行います。

（2）運営方針

当施設では、ご利用者様に対し、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、療養上の管理、看護、医療的管理の下における食事の提供及びその他必要な医療等を行いご利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

4 施設の概要

（1）構造等

	敷 地	25,665 m ²
建 物	構 造	RC造3階建
	述べ床面積	8,260 m ²
	利用定員	80 名（うちショートステイ5名）

(2) 居室

居室の種類	室数	面積（一人あたりの面積）	備考
1人部屋	4	48.12㎡（12.03㎡）	ナースコールを設置
2人部屋	2	79.96㎡（9.95㎡）	ナースコールを設置
4人部屋	18	607.04㎡（8.43㎡）	ナースコールを設置

(3) 主な設備

設備	室数	面積（一人あたりの面積）	備考
食堂	2	186.94㎡（2.33㎡）	
機能訓練室	1	279.96㎡	1階
浴室	1	107.72㎡	特別浴槽2台設置
談話室	2	50.87㎡	
廊下	—	（幅）2.80m	
生活訓練室	2	45.69㎡	

(4) 従事者体制及び職務内容

職種	常勤専従	業務内容
管理者（医師）	1名	従業者及び業務の一元管理
医師	2名以上	医学的管理、治療
薬剤師	1名以上	服薬指導及び管理
管理栄養士	1.6名以上	栄養指導及び管理
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名以上	機能訓練及び指導
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	1名以上	ケアプラン作成及び事業所との 連絡調整
歯科衛生士	1名以上	口腔衛生管理、口腔ケア指導
看護職員 看護師及び 准看護師	14名以上	健康チェック 看護に関する業務
介護職員 介護福祉士等	20名以上	介護サービスの提供
夜勤体制 看護・介護職員	4名	看護・介護についての夜勤業務

5 相談、要望、苦情の窓口

(1) 施設窓口

受付時間 月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)

苦情相談窓口 総合相談窓口・地域連携室

苦情解決責任者 地域連携室長 小川 友美

電話 024(935)0527 FAX 024(934)1070

(2) 市町村等窓口

郡山市介護保険課	TEL 024(924)3021	平日 8:30～17:15
郡山市地域包括ケア推進課	TEL 024(924)3561	平日 8:30～17:15
福島県保健福祉部高齢福祉課	TEL 024(521)7746	平日 8:30～17:15
福島県運営適正化委員会	TEL 024(523)2943	※Fax兼 平日 9:00～16:30
福島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL 024(528)0040	平日 9:00～16:00
その他各市町村等の介護保険窓口		

6 サービス内容

種類	内容
介護予防短期入所療養介護計画の作成、変更、更新	ご利用者様の解決すべき課題を把握し、ご利用者様の意向を踏まえたうえで、ケアマネジャーが、介護予防短期入所療養介護サービスを提供する他の従業者とともに協議のうえ、適切な介護予防短期入所療養介護計画を作成いたします。また、必要に応じてその内容の変更、更新をいたしますが、この場合には、事前にご利用者様・ご家族様へ説明いたします。
療養上の管理・看護	医師による診察が行われ、健康管理と必要な場合には治療を行います。また、看護職員による定期的なバイタルチェック(血圧・体温測定等)が行われます。
食事提供	原則、朝食は7時30分、昼食は正午、夕食は午後6時に配膳いたします。食事は、管理栄養士の立てる献立表により栄養と身体状況に配慮した食事を提供いたします。
入浴	週2回入浴していただけます。ご利用者様の心身状態に応じて、気泡浴、機械浴または清拭を致します。
介護	介護予防短期入所療養介護計画に沿って、着替え、排泄、食事、整容、入浴、体位変換、施設内の移動の付き添い等の介護を行います。
ターミナルケア	別に定めるターミナルケアに係る指針に基づき、身体的・精神的苦痛、苦悩をできる限り緩和し、ご利用者様の尊厳を十分に配慮した看護・介護を行います。
機能訓練	介護予防短期入所療養介護計画に沿って、日常生活訓練を行います。

生活相談	総合相談窓口・地域連携室に、日常生活に関する相談ができます。
食事栄養相談	管理栄養士に、食事や栄養管理に関する相談ができます。
所持品保管	所持品は、居室のスペースに置くことのできる範囲内に限らせていただきます。原則として自己責任の範囲で管理していただきますが、やむを得ない事情により自己管理が困難な方はご相談ください。
レクリエーション	季節に応じた行事や利用者交流会等を行います。
理容サービス	当施設では、予約にて理容サービスを実施しております。ご希望の方は担当者へお申し付けください。料金は別途かかります。
その他	貴重品等についての持ち込みはご遠慮願います。また貴重品等の盗難・紛失等に関しては、当施設では一切責任を負いかねます。

7 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

(1) ご利用者様アンケート調査等、ご利用者様の意見等を把握する取組みの状況 あり・なし

実施時期	毎年1回(7/1~7/31)
当該結果の開示状況	郵送

(2) 第三者による評価の実施状況 あり・なし

実施時期	—
実施した評価機関の名称	—
当該結果の開示状況	—

8 利用料金（法定代理受領サービスに該当するサービス提供の場合）

(1) 基本料金

① 施設利用料（要支援：1日あたりの利用料）

○施設利用料【I型介護医療院予防短期入所療養介護費I(i)】

対象者	要支援1	要支援2
個室(1割負担)	603円	741円
個室(2割負担)	1,206円	1,482円
個室(3割負担)	1,809円	2,223円

○施設利用料【I型介護医療院予防短期入所療養介護費I(ii)】

対象者	要支援1	要支援2
多床室(1割負担)	666円	827円
多床室(2割負担)	1,332円	1,654円
多床室(3割負担)	1,998円	2,481円

② 加算（1日につき）※該当する場合

種 類	1割	2割	3割	備 考
夜間勤務等看護加算Ⅳ	7円	14円	21円	夜間の看護体制が整備されていること
認知症行動・心理症状緊急 対応加算（7日間限定）	200円	400円	600円	認知症の行動・心理症状を認め、在宅生活 が困難とわかりつけ医が判断し、緊急に短 期入所となった場合
緊急短期入所受入加算 （7日間限定）	90円	180円	270円	緊急に短期入所が行われた場合
若年性認知症利用者 受入加算	120円	240円	360円	若年性認知症のご利用者様に対し、担当の 職員を中心にご本人様の特性やニーズに合 わせたサービスを行った場合
送迎加算（片道）	184円	368円	552円	入退所の際、事業所での送迎を行なった 場合
療養食加算 （※1回につき）	8円	16円	24円	疾病治療の直接手段として、医師の発行 した食事箋に基づく適切な栄養量及び内 容の療養食を提供した場合
緊急時施設療養費 （※月1回、3日間まで）	518円	1,036円	1,554円	状態が重篤となり、注射・投薬等の応急的 な治療を行った場合。
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	22円	44円	66円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める 割合を60%以上配置した場合
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位合計額の3.6%			介護職員の処遇改善のため、国の定める基準 に適合している施設が利用者に対しサービス を行った場合

③ 食費及び滞在費等（1日につき）

利用者負担	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
食 費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,750円	
滞在費	多床室	0円	430円	430円	430円	437円
	2床室	0円	430円	430円	430円	697円
	1床室	490円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
日用品費	200円					

※1. 食費とは、食材料費及び調理費等の提供に係る費用をいいます。

食費の内訳は、朝食450円・昼食700円・夕食600円となります。

※2. 滞在費とは、光熱水費等の滞在に要する費用をいいます。

※3. 日用品費 別紙「日用品費に係る同意書」に明細を記載しております。

※4. 契約書第5条に基づくサービス提供の記録の複写は1枚あたり20円（税抜）をご負担して
いただきます。

＜差額ベッド料＞

2 床 室	1,100円（住民票が郡山市以外の方は 2,200円）
1 床 室	2,200円（住民票が郡山市以外の方は 4,400円）

※ ご利用者様の希望により個室を利用した場合の税込費用です。

- ④ 日常的に必要な医療行為として厚生労働大臣が定める次の特別診療を行った場合、所定の費用が別途かかります。

特別診療費項目	1割	2割	3割	備 考
感染対策指導管理（1日）	6円	12円	18円	利用者全員に加算
褥瘡対策指導管理（1日）	6円	12円	18円	該当者のみに加算
重度療養管理（1日）	125円	250円	375円	該当者のみに加算
重症皮膚潰瘍管理指導（1日）	18円	36円	54円	該当者のみに加算
薬剤管理指導（1回）	350円	700円	1,050円	該当者のみに加算
医学情報提供（Ⅰ）	220円	440円	660円	該当者のみに加算
医学情報提供（Ⅱ）	290円	580円	870円	（1退所1回に限り加算）
理学療法（Ⅰ）（1回）	123円	246円	369円	該当者のみに加算
作業療法（1回）	123円	246円	369円	（医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が1回20分以上リハビリテーションを行った場合）
言語聴覚療法（1回）	203円	406円	609円	
集団コミュニケーション療法（1回）	50円	100円	150円	該当者のみに加算
摂食機能療法（1日）	208円	416円	624円	該当者のみに加算

（2）お支払い方法

お支払い方法は、「預金口座振替」とさせていただきます。請求書は利用翌月の10日頃に発行します。振替日は毎月15日ですが、ゆうちょ銀行または本店が県外の金融機関の場合は毎月27日です。なお、振替日が土日祝日の場合は翌営業日となります。

9 入退所の手続き

(1) 入所手続き

①利用契約について

- a. サービス内容等に関する重要事項を説明いたします。
- b. サービス内容等にご同意いただけた場合は契約を結びます。

②サービス利用について

- a. ご利用者様の担当ケアマネジャーにご相談下さい。
- b. 利用希望日などの調整を行い、利用予定日を決定します。

※ 入所に関する相談窓口

総合相談窓口・地域連携室 024-935-0527

(2) 入退所の手続き

①入退所の手続き

入所時間、退所時間等についてはあらかじめ担当職員にご相談下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス提供を終了いたします。

- a. 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要介護と認定された場合
- b. ご利用者様が他の介護保険施設に入所した場合、もしくは病院に入院した場合
※但し、短期間の入院・入所において状態変化がない場合はその限りではありません
- c. ご利用者様がお亡くなりになった場合

③その他

- a. 利用者様若しくは身元引受人兼支払い義務者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、又はご利用者様やご家族様などが施設やその従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は契約終了といたします。
- b. やむを得ない事情により、施設を閉鎖又は縮小する場合は、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- c. 騒音など他のご利用者様の迷惑行為はご遠慮願います。また他のご利用者様または職員に対し危害を加えたと認められた場合には注意・警告の上サービス利用を中止し退所していただく場合もあります。

10 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 介護予防短期入所療養介護サービスの提供を求める際は、被保険者証、介護保険負担割合証、及び介護保険負担限度額認定証を提示ください。
- (2) 次のいずれかに該当した場合には、その旨を市町村に通知いたします。予め留意ください。
 - ① 当該サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退所されない場合
 - ② 正当な理由なしに当該サービスに関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められた場合
 - ③ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた又は受けようとした場合
- (3) 面会は、当施設の面会時間をお守りください。なお、面会に当たっては、面会票の記入をお願いいたします。

※当施設の面会時間は、午前9時から午後8時までとなります。

※正面玄関は土・日、祝日並びに平日の午後6時30分以降は閉まりますので、北口玄関をご利用ください。

※感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、療養棟内への食物、生花の持ち込みはご遠慮ください。風邪などに罹っている場合には面会を控えて下さるようお願いいたします。

※インフルエンザやノロウイルス等の流行期には面会制限をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- (4) ホームページや広報誌等で行事などの写真を使用することがあります。個人を特定できる掲載はしませんが、写真等の使用について望まれない場合は予めお申し出ください。
- (5) 施設内及び病院内での政治的活動及び布教宣伝活動はご遠慮ください。
- (6) ペットの連れ込みはご遠慮ください。

11 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っています。
- (2) ご利用者様に対し、介護予防短期入所療養介護サービスの提供による事故が発生した場合は、速やかに必要な処置をとるとともに、医師又は歯科医師、ご家族様及び管轄する市町村に対して連絡を行う等の適切な対応に努め、事故の状況及び事故に際して行なった処置について記録をいたします。
- (3) 事故に至る危険性がある事態が生じた場合は、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底いたします。

12 安全管理体制等の確保

サービスの提供を行っているときに、ご利用者様に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、当施設では行えない手術等については、急性期病院と連携するなど緊急時の対応をします。

13 賠償責任

サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、誠意をもって対応しその損害を賠償します。（契約書第18条参照）

14 衛生管理

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するとともに、従業者に対する研修を定期的実施しています。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等についても適切に対応を行っています。
- (4) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行い食器等の消毒も適正に行います。

15 褥瘡発生予防

施設に褥瘡が発生しないよう適切な介護、看護又は医療を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するため委員会を1月に1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

16 非常災害対策

- (1) 施設が定める非常災害に関する具体的な計画に従い、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、自衛消防隊の編成、その他に必要な訓練を行っています。また、避難経路、消火設備・用具その他の非常災害に際して必要な設備・用具を設けています。
- (2) 施設では防火管理者を定めています。

17 業務継続計画（BCP）の策定について

自然災害発生時、感染症発生時には、業務継続計画（BCP）に基づき、ご利用者様の安全の確保に努めてまいります。

自然災害時 実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される火災・震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し地域との連携に努めていきます。

感染症発生時 感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めていきます。

18 秘密保持

- (1) ご利用者様及びご家族様に係る個人情報については、郡山市医療介護病院の情報管理規程により適切に取り扱います。

ア 利用する期間 サービス利用期間中

イ 使用目的

- (ア) 介護・介護予防サービス（以下介護サービス）の提供を受けるにあたり、円滑にサービス提供がされるようサービス担当者会議での情報提供のため。
- (イ) 上記（1）の外、介護サービス事業所または地域包括支援センターとの連絡調整のため。
- (ウ) 現にサービスの提供を受けている場合で、体調等を崩しまたはケガ等で病院へ行った際の説明する場合。
- (エ) 不測の事態等の外出（徘徊等）により、本人確認のために関係機関等との情報共有が必要な場合。
- (オ) 請求事務の誤りを防ぐために保険証の確認をする場合。

ウ 使用する条件

- (ア) 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス提供に関する契約締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (イ) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、本人または身元引受人からの請求があれば開示する。

付記 上記のうち同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出てください。

- (2) 職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びご家族様に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また契約終了後も同様です。

19 虐待防止

ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制を整え、かつ委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

また、虐待防止のための指針を整備し、研修会を従業者に対し定期的に行っております。

担当は介護医療院担当課長とします。

さらに虐待を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

20 ハラスメント対応

ご利用者様・ご家族様との信頼関係のもと、安心安全な環境での質の高いケアを提供できるよう、暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

※ハラスメントとは

- 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

21 身体拘束の禁止

身体拘束は、極めて非人道的な行為であり、人権侵害・生活の質（QOL）の低下を招く行為と考え、私たちは拘束をしない、より良い看護・介護を目指しています。そのため下記の場合のような緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束、その他ご利用者様の行動を制限する行為は行いません。また、身体拘束を行う場合であっても早期拘束解除に向けて必要な措置をとるよう努めていきます。

- (1) 切迫性： 直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性： 身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性： ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

22 ユマニチュード®の取り組み

ユマニチュードとは、「人間らしくある」という意味の「ネグルチュード」の造語で、フランスで生まれたコミュニケーション・ケア技法です。この技法は「あなたを大切に思っています」というメッセージを患者様・利用者様に伝え、お互いの関係性・絆を結ぶことを大切にする技法です。

23 生活労働憲章について

郡山市医療介護病院は、入所者・職員・病院経営者の三者が、ユマニチュードの価値である「人間らしさ」「その人らしさ」を大切にし、ケアを受ける人とケアをする人が共に自由で、自律し、対等であること、そして人としての権利をお互いに尊重し合い、信頼関係を築き、暮し、働く生活の場の実現を共に目指します。

重要事項説明書に関する同意書

介護予防短期入所療養介護サービスの利用にあたり、ご利用者様及びご家族様に対して本書面に基づき重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

○事業者(説明者)

〒963-8031 福島県郡山市字上亀田1番地の1 Tel.024(934)1240

郡山市医療介護病院 介護医療院

説明者 総合相談窓口・地域連携室

氏 名 _____

私及び家族は、本書面により、事業者から介護予防短期入所療養介護サービスの利用に係る重要事項について説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

身元引受人兼支払い義務者（家族等）

住 所

氏 名

本人との関係

代筆理由 本人が記入できないため その他（ ）

代理人（選任した場合：成年後見制度における後見人、保佐人、補助人）

住 所

氏 名

本人との関係